

## 非常変災時の対応

非常変災時の対応について、追分高校では、北海道教育委員会の「非常変災時における道立学校の対応方針」（裏面）に基づいて実施します。

- 1 気象情報による休校、始業繰り下げ、終業繰り上げを行う場合  
緊急時連絡方法により、生徒及び保護者に通知します。

### 【緊急時連絡方法】

(1) 緊急時連絡用の  
電子メールアドレスを  
登録している場合

- ア 早朝の通知は、午前6：00までに発信します。  
イ これ以降の情報は、決定され次第発信します。

(2) 電子メールアドレスを  
登録していない場合

- ア 早朝の通知は、各学年の担当教員が遠方の家庭より順に電話で通知します。  
※ できるだけ午前6：00以前に連絡するようにしますが、諸事情により遅れる場合があります。  
イ 早朝以外の通知は、決定され次第各学年の担当教員が、登校時は遠方の家庭より、  
下校時は近隣の家庭より、  
順に電話で通知します。

※ 連絡の遅れを防ぐために、可能な限り電子メールアドレスの登録をお願いします。

- 2 家庭に於いて登校が危険であると判断した場合

特別警報、気象情報、災害等の情報、避難勧告等を考慮して登校を控える場合は、必ず保護者の方が状況等を追分高校まで連絡してください。

※ 状況等が妥当であると判断できる場合は、出席停止扱いとなり欠席になりません。

※ 追分高校への電話による状況等の問い合わせは、必要な情報を妨げる恐れがあるため、極力ご遠慮ください。

# 非常変災時における道立学校の対応方針

北海道立学校管理規則第 27 条に基づき臨時休業とすべき場合

- 1 学校所在地又は大半の児童生徒等が居住している地域（以下「当該地域」という。）に、気象等に関する特別警報又は津波・火山・地震に関する特別警報が、児童生徒等の登校時刻以前に発表された場合。
- 2 1 以外の場合として、当該地域に気象等に関する警報等が発表され、かつ、次の(1)～(3)の状況が併せて発生する事態となった場合、あるいは予想される場合には、臨時休業の実施について総合的に判断すること。
  - (1) 当該地域に、市町村から避難指示や避難勧告等が発表される。
  - (2) 多くの児童生徒等が利用する公共交通機関が運休するなど、通学困難となる。
  - (3) 学校の施設及び設備が損壊するなど、授業を行うことが困難となる。

## 【参考】気象庁が発表する警報等

- 気象等に関する特別警報
  - ・大雨（浸水、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- 津波・火山・地震に関する特別警報
  - ・津波（大津波警報）、火山噴火（噴火警報（居住地域））、地震（緊急地震速報（震度6弱以上））
- 気象警報
  - ・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- その他の情報
  - ・指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報 等